

加盟店 各位

株式会社 日専連 釧路

「クレジットカード番号等の適切な管理」に関するご案内

拝啓 時下益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

日頃より当社クレジット事業にご協力いただき、ありがたく御礼申し上げます。

早速ですが、改正割賦販売法の規定により、当社はクレジットカード番号等の安全管理のために必要な措置を講じております。

この法律の規定に基づいて、加盟店の皆様へ下記のとおりご案内させていただきます。貴店におかれましては、クレジットカード番号等を機密情報として適正に管理いただくとともに貴店の委託先への通知をお願いいたします。

敬具

記

＜漏えい・紛失等が発生した場合の連絡について＞

貴社および貴社の委託先でクレジットカード番号等の漏えいや紛失等の事故が発生した場合には、速やかに下記あてご連絡をお願いします。

【本件に関する連絡先】

株式会社 日専連 釧路 カスタマーセンター TEL 0154-37-2000

＜漏えい・紛失等が発生した場合の再発防止について＞

貴社または貴社の委託先でクレジットカード番号等の漏えいや紛失等の事故が発生した場合には、当社は貴社または貴社の委託先に対して、類似の漏えい・紛失等の事故が再発しないための対応措置をお願いすることとなります。

＜貴社の委託先へのご案内について＞

上記内容については、貴社がクレジットカード番号等の情報を含む業務の全部又は一部を第三者に委託している場合には、貴社より委託先に対してもご案内をお願いいたします。

以上

* 「クレジットカード番号等」とは

それを「カード契約加盟店」に提示若しくは通知することにより商品等の購入や役務の提供を受けることができるものとして、クレジットカード等購入あっせん業者がカード会員に対して付与した番号、記号、符号等をいう。

* 「クレジットカード番号等」の漏えい・紛失等の事故とは

上記の「クレジットカード番号等」のデータやその内容が記載された伝票や書面等が漏えい、紛失、所在不明などの状態になった場合をいう。